

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 中国四国地方年金記録訂正審議会

### 令和8年1月19日答申分

#### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国（受）第 2500013 号

厚生局事案番号 : 四国（国）第 2500002 号

## 第1 結論

昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 28 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

請求期間について、前夫との婚姻（昭和 60 年 11 月）を契機に昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金に加入し、国民年金保険料を前夫の保険料と一緒に納付したにもかかわらず、前夫は納付済と記録されているものの、私は未納と記録されている。

請求期間より前の時期においても国民年金に任意加入して保険料を納付しており、納付意欲のある私が請求期間の保険料を納付しないはずはなく、納得できない。

任意加入していた時期と請求期間とでは、私の姓が異なるため、年金記録がオンライン化された時に記録漏れがあったのではないかと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者の前夫（以下「前夫」という。）の保険料と一緒に納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者が、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していること、前夫が、請求期間に係る保険料を現年度納付していること、並びに請求者及び前夫が、請求期間より後の平成元年 4 月から平成 20 年 6 月までの期間に係る各月の保険料を、それぞれ同じ日に納付していることが確認できる。

しかしながら、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者が昭和 56 年 8 月 3 日に任意加入被保険者資格を取得し、昭和 59 年 4 月 1 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できること、並びに請求者に係る昭和 61 年 4 月 1 日の国民年金被保険者資格取得について、被保険者名簿に記載された電算システムへの登録年月（平成元年 3 月）及びオンライン記録の資格処理日（平成元年 4 月 6 日）により、請求者が、平成元年 3 月に、被保険者資格取得年月日を遡って昭和 61 年 4 月 1 日として強制加入被保険者資格を取得する手続を行っていることが推認できることから、請求者は、昭和 59 年 4

月 1 日から平成元年 3 月までの期間当時においては、国民年金に未加入であり、請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、制度上、現年度納付することはできない。

また、請求者が前述の強制加入被保険者資格を取得する手続を行った時点において、請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 1 月までの期間は、時効（2 年）により国民年金保険料を納付することができない期間である上、昭和 62 年 2 月から昭和 63 年 3 月までの期間は過年度納付により、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は現年度納付により、いずれも保険料を遡って納付することになるが、請求者は、「請求期間の保険料は前夫の分と一緒に納付し、私の分だけ遡って納付したことはない。」旨述べている。

さらに、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）により行われており、請求者の主張するとおりに請求期間の保険料を納付するためには、請求者の基礎年金番号となっている手帳記号番号（\*）とは別の手帳記号番号が請求期間当時に払い出されていることが必要であるが、A 市は「請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索並びに年金情報総合管理・照会システムによる紙台帳検索及び国民年金払出簿検索により、請求者の複数の姓による氏名で調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者の任意加入被保険者期間及び強制加入被保険者期間において、請求者の姓が異なっているものの、国民年金保険料の収納及び記録管理は、前述の手帳記号番号の払出しに係る調査結果のとおり、一つの手帳記号番号により行われており、請求者の姓が異なることによる記録漏れがあったとは考え難い上、被保険者名簿の保険料の収納等に係る記録とオンライン記録は、一致していることが確認できる。

また、請求者の複数の姓に係る同姓同名の者の年金記録を確認したものの、請求者の請求期間に係る国民年金の記録が誤って記録された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。